

## ●香川県告示第124号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路課において平成28年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路 線 名             | 区 間   |
|-------------------|---|
| 一般県道（179号）端岡停車場線  | 高松市国分寺町新居字橋岡1790番1地先から<br>高松市国分寺町新居字上向田1345番8地先まで |
| 主要地方道（12号）三木国分寺線  | 高松市国分寺町新名字北川向574番1地先から<br>高松市国分寺町新居字上向田1343番1地先まで |
| 主要地方道（39号）国分寺中通線  | 高松市国分寺町新名字北川向577番2地先から<br>高松市国分寺町福家字坂折甲483番1地先まで  |
| 一般県道（161号）高松坂出線   | 高松市香西北町700番1地先から<br>坂出市林田町字馬場南3104番1地先まで          |
| 主要地方道（16号）高松王越坂出線 | 高松市香西本町308番1地先から<br>高松市香西北町700番1地先まで              |

### 2 指定する期日 平成28年4月1日

### 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

#### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

#### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

#### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。